

TOWN TOPICS

11.4(日) おもちをつきましょ♪ ペったんぺったん♪

ぺったんフェア(いきいきコミュニティ主催)が須恵第二小学校で行われました。

恒例のもちまきでは、もち米を育てた5年生が来賓の皆さんと共に登壇し、遠くの人にも届くように、もちを一生懸命投げていました。会場内では、5年生がきねでついたもちの販売や、各種団体による出店、ミニSLの乗車などが行われ、たくさんの来場者でにぎわっていました。



TOWN TOPICS

11.7(水) 須恵第二小学校区で通学合宿を実施

11月7日(水)から11月10日(土)までの3泊4日で、いきいき通学合宿(実行委員長 大西喜仁さん)を須恵区公民館で実施しました。

須恵第二小学校区では初回となる通学合宿は、13人の子どもたち(5年生6人、6年生7人の男子5人、女子8人)が参加しました。合宿は、おやじの会(須恵第二小学校保護者)が中心となり、親離れ体験や生活体験、交流体験という普段できない体験をさせることを目的としています。

合宿中は、公民館で寝泊りをしながら、買い物や炊事、宿題、集団登校で学校に通いました。お風呂は、須恵第二小学校区内の家庭10軒からもらい湯(自宅のお風呂に入らせていただくこと)の協力をいただき、家族と子どもたちの交流を深めることができました。



今月のポイント

12月は「悪質商法撲滅月間」です！
年末年始に増える消費者
トラブルにご注意を！

福岡県では、毎年12月を「悪質商法撲滅月間」と位置づけ、悪質商法を防止するための啓発活動に取り組んでいます。
近年、悪質業者の巧妙な手口によって消費者トラブルが深刻化しています。特に、年末年始は、若者や高齢者を狙った悪質商法が増加することが考えられます。
年末年始の準備で忙しくなると増える消費者トラブルをご紹介します。

相談事例①

送り付け商法

父が電話を受け「カニは好きですか」と聞かれた。以前、海産物を購入した店からの電話かと思いきや、あんなに返事をしなかった。数日経って商品が代引きで届くと、以前購入した店とは違う店からの商品だと分かった。どうすればよいか。

アドバイス

①断るときはきっぱりと！

あいまいな返事をするか承諾したとみなされ、商品が送られてくる可能性があります。

必要なければ、あいまいな返事はせず、きっぱりと断りましょう。

②受け取り拒否を！

頼んだ覚えのない商品が代引きで届いた時は、お金は払わず、受け取り拒否をしましょう。

③クーリング・オフ制度の利用を！

今回の場合、電話勧誘販売に該当するため、商品を受け取ってしまった後も契約書面が届いて8日以内であれば、生鮮食品でもクーリング・オフが可能です。期間内にクーリング・オフのハガキを出しましょう。

相談事例②

訪問購入

「不要なものはないか。何でも買い取る」と電話があった。「年末の大掃除をしたので捨てたい古着などがたくさんある」と伝えると、業者が自宅に来ることになった。どのような点に注意したら良いか。

アドバイス

「訪問購入では不用品を買い取るなどの電話がありますが、訪問時には貴金属やブランドバッグなどを要求されるトラブルがあります。」

①業者訪問時は複数で対応を！

訪問時に話が違つと気づいても、1人で対応すると業者の要望を断れない場合があります。1人で対応せず、身近な人と一緒に対応しましょう。もし、訪問要請の電話を受けるときは慎重に検討しましょう。法律では、訪問要請を受けていない飛び込み勧誘は禁止されています。

②書面で確認を！

買い取り業者には、契約時に法律で定められた書面(購入業者名、住所、電話番号、物品の種類購入価格など)を消費者に交付するよう義務付けられています。もし訪問購入を承諾した場合、業者の訪問時に「古物商許可証等」の提示を求め、契約書面を確認するようにしましょう。

③クーリング・オフ制度の利用を！

契約書面を受領した日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができるクーリング・オフ制度が訪問購入にも導入され、同期間は物品の引き渡しを拒むことができます。

あなたのご相談は、自分の被害回復を図るだけでなく、悪質業者の業務停止などの行政規制や法律の改正にも役立ちます。

悪質商法や特殊詐欺などの消費者トラブルを防ぐには、ご本人の意識はもとより、ご家族や周りの人の見守りが必要です。日ごろから身近にいるご家族や地域の人の「気づき」と「声かけ」が、消費者トラブルの発見、拡大防止につながります。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

開設日

月曜～金曜 (祝日・年末年始は休み)

相談時間

10時～15時30分

場所

志免町地域安全安心センター2階
(志免町志免中央1の10の10)

問い合わせ先

☎936・1594

須恵町消費生活出張相談窓口

開設日

第2・第4月曜
(祝日・年末年始は休み)

相談時間

10時～12時

場所

須恵町役場2階会議室
(地域振興課前)

問い合わせ先

☎932・1438

※電話での相談の際は、事前には必要書類の確認、相談日時を調整していただく円滑に相談ができます。

